

庄内町告示第131号

令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

庄内町長 富 樫 透

令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未来を拓く人と技術が躍動する新時代の農業を目指すため、意欲ある農業者等が地域農業を支える人材として多様な担い手を育成・確保するため、山形県未来を育む農業担い手育成支援事業実施要綱（令和8年4月1日付け農経第97号山形県農林水産部長通知。以下この条及び次条において「県要綱」という。）、山形県未来を育む農業担い手育成支援事業実施要領（令和8年4月1日付け農経第98号山形県農林水産部長通知。以下この条及び次条において「県要領」という。）及び令和8年度山形県未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日付け農経第100号山形県農林水産部長通知。以下この条及び別表において「県補助金交付要綱」という。）に基づき、地域農業の持続的発展を図る主体的な取組を行う農業者等に対し予算の範囲内で、令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、県要綱、県要領、県補助金交付要綱及び庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「事業実施主体」という。）は、県要綱第2及び県要領第2に規定するものとする。

(補助事業の区分、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象経費の上限額及び補助金の額は、別表に定めるところによる。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日とし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 事業実施主体は、前項に規定する交付申請書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち

ち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額と当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下この条及び第7条において同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号イ及びロに規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費の30パーセントを超える増減
 - (3) 事業を実施する場所の変更
- 2 規則第6条第1項第1号イ又はロの規定により補助事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
- 3 規則第6条第1項第1号ハの規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第2号の規定により町長の指示を受けようとする場合は、令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業遂行状況報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。
- 5 規則第6条第2項の規定による町長が付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実施主体は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳（様式第6号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - (2) 事業実施主体は、規則第20条第1項に規定する補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、事業完了年度の翌年度から起算して5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第21条及び第10条の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間）整理保管しなければならない。
 - (3) 事業実施主体は、この補助金に係る対象経費を重複して、国、県又は町の他の補助を受けてはならない。

（状況報告）

第6条 規則第11条の規定による状況報告書は、令和8年11月末日現在の状況を記載した令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業実施状況調書（様式第7号。以下この条において「状況調書」という。）を翌月の5日までに提出しなければならない。ただし、当該期日までに規則第13条に規定する実績報告書を提出している場合は、状況調書の提出を省

略することができる。

(実績報告)

第7条 補助事業の実施期限は令和9年2月28日までとし、規則第13条に規定する実績報告書の提出期限は補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は令和9年3月5日のいずれか早い日とし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
 - (2) 収支精算書（様式第2号）
 - (3) 財産管理台帳
 - (4) 事業実施に伴う証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し及び事業実施状況の写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、事業実施主体から前項の実績報告書の提出があったときは、各事業実施主体の現地確認を行うものとする。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その減じた額を上回る部分の額）を令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

(概算払)

第8条 町長は、補助事業の遂行において特に必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金概算払請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第9条 事業実施主体は、規則第20条の規定により事業実施に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出においての証拠書類を整理し、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第21条第2号に規定する町長が指定するものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 3 規則第21条の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を町に納付させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の区分	補助対象経費	補助対象経費の上限額	補助金の額
1 地域農業を支える組織的な取組	県補助金交付要綱第2条第1項に規定する経費(県補助金交付要綱別表1)	8,000,000円	県補助金交付要綱別表2に規定する事業の区分に応じ、補助金の額の欄に規定する額に市町村上乗せの欄に規定する額を加算した額
うちソフト事業 単独の場合		300,000円	
2 担い手の経営発展の取組		5,000,000円	
3 多様な人材の活躍促進の取組		2,000,000円	
うちソフト事業 単独の場合		300,000円	
4 担い手の営農定着の取組	2,000,000円		

様式第1号（第4条、第5条、第7条関係）

事業計画（実績）書

1 事業名 令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業

2 事業の実施計画（実績）

事業実施 主体名	事業の内容 〔 施工箇所設置場所 工種、施設区分 構造、規格、能力 等 〕	事業量	単価	事業費 (補助対象経費)	負担区分		工 期		備 考
					町補助金	その他	着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日	
			円	円	円	円			
合 計									

(注)「備考」欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち町補助金〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

3 補助事業に要する（した）経費（町補助金の合計費）

4 事業完了（予定） 年 月 日

5 添付書類

見積書等（事業計画書提出時）

証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し及び事業実施状況の写真（実績報告提出時）

様式第2号（第4条、第5条、第7条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備考
1 町補助金	円	
2 その他	円	
合 計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備考
事業費	円	
合 計	円	

(注) 収入の合計と支出の合計は、一致すること。

庄内町長 宛

事業実施主体名
代表者氏名

令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 補助金変更交付申請額（補助金の額に変更がある場合）

既交付決定額	金	円(A)
今回変更増減額	金	円(B)
変更交付申請額	金	円(A)+(B)

- (注)1 補助金の額が増額する場合は、件名の「令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業計画変更承認申請書」を「令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業計画変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり計画を変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請する。」を「下記のとおり計画を変更し、補助金〇〇〇円の追加交付を受けたいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請する。」とする。
- 2 関係書類は、補助金の交付決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう両者を二段書きとし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

事業実施主体名

代表者氏名

令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

庄内町長 宛

事業実施主体名
代表者氏名

令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業遂行状況報告書

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第2号の規定により補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況報告書を提出する。

記

1 予定期間内に完了しない又は事業の遂行が困難となった理由

2 遂行状況

事業実施主体	年間計画			遂行状況					差引残事業			
	事業量	事業費	町補助金	事業量	事業費	町補助金	出来高	確認年月日	事業量	事業費	町補助金	完了予定年月日
		円	円		円	円	%			円	円	

様式第6号（第5条、第7条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

補助金名		令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金											
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
施設種別	施行箇所 又は 設置場所	事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							町補助金	その他					
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保等別に記入すること。
 3 摘要欄には、処分の相手方、処分価格等を記入すること。

様式第7号（第6条関係）

令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業実施状況調書

令和8年11月末日現在

事業実施主体	事業種目	事業内容	町補助金 交付決定額	計 画		出 来 高		進捗度	残 高		備 考
				事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	(B) / (A)	事業量	事業費	
			円		円		円	%		円	

年 月 日

庄内町長 宛

事業実施主体名
代表者氏名

令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金に係る消費税
仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった令
和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金について、令和8年度庄内町
未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定により、下記の
とおり報告する。

記

1 庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定による補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注）事業実施主体の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

庄内町長 宛

事業実施主体名
代表者氏名

令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金について、令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり概算払いにより交付されるよう請求する。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 振込先

金融機関名		店 名	
種 目	普 通 ・ 当 座 ・ その他（ ）		
口 座 番 号			
フリガナ			
口 座 名 義			

庄内町長 宛

事業実施主体名
代表者氏名

令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和8年度庄内町未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、下記のとおり処分したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第21条の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況

事業内容	事業実施主体	施行又は設置場所	事業量	事業費	町補助金	備考

- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）